

亀山市告示第83号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）の施行に伴い、平成29年亀山市告示第76号の一部を次のように改正する。

令和元年11月12日

亀山市長 櫻井 義之

第5の1中「第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）」を「第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）」に改める。

附 則

この告示は、令和元年11月16日から施行する。